

# 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(※)の施行状況及び効果について

※タクシー特措法

## 背景

- タクシー特措法は、タクシーの供給過剰地域において、新規参入・増車等を規制し、**運転者の労働環境改善・サービス向上を促進**するもの。
- H25改正の附帯決議により、**施行状況・効果を3年毎に国会に報告**。

## 施行状況

### 特定地域数

| H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5.10 |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-------|
| 19  | 27  | 27  | 26  | 22 | 10 | 3  | 2  | 2     |

### 準特定地域数

| H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5.10 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 149 | 116 | 114 | 115 | 108 | 128 | 152 | 153 | 144   |

## 効果

- 地域指定の指標となっている日車営収\*が改善  
(ただし、コロナによる需要減の中で年間賃金は全産業平均と比較して低水準であり、タクシー運転者の労働環境が改善したと評価することは困難な状況。) ※1日1台あたりの営業収入
- ・日車営収(特定地域・準特定地域):  
26,493(H13)→24,043円(H26)→25,588円(R4)
- タクシーのサービス水準の向上
  - ・アプリ導入(特定地域・準特定地域):  
約2.7万台(H26)→約7.6万台(R4)

## 今後

- 以下の2つの施策を推進していくこととする。

■運賃改定を通じた労働環境の改善

■デジタル技術(配車アプリ)の活用等を通じた多様なニーズへの対応